

電子申請のご案内



別添

高齢者雇用状況等報告・障害者雇用状況報告は、インターネットを利用したe-Gov電子申請で提出できます！

e-Gov電子申請利用の4つのメリット



ハローワークの開庁時間を気にすることなく、24時間、いつでも手続きを行うことが可能です。夜間や休日でも手続き可能です。



パソコン上だけで手続きが完了するため、ハローワークの窓口へ行くための移動時間、窓口での待ち時間を節減できます。



申請した手続きは、ご自身のマイページ上に一覧で管理され、処理状況や提出先機関からの通知等をいつでも、どこからでも確認できます。



チェック機能により、事前に記入誤り等を防止できます。

電子申請の方法・端末の設定についてのお問い合わせはこちら

電子申請のお問い合わせは、デジタル庁の「e-Gov利用者サポートデスク」が受け付けています。

電話番号



050-3786-2225

※全国一律市内通話料金

受付時間（6・7月）

平日：9:00～19:00

土日祝：9:00～17:00

e-Gov電子申請ホームページ



<https://shinsei.e-gov.go.jp/>

こちらからe-Govの利用方法が確認できます。
※申請はスマートフォンからはできません。





Step 1

厚生労働省のホームページからアクセスしてください。

「テーマ別に探す」>「雇用・労働」>「雇用」トピック一覧>
「高齢者雇用状況等報告・障害者雇用状況報告の提出について」
の順にクリックします。下記リンクからもアクセスできます。

『高齢者雇用状況等報告・障害者雇用状況
報告の提出について』

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koureisha/index_00001.html



Step 2

上記ページの「**電子申請の方法**」メニューにおいて、e-Gov
電子申請による「**高齢者雇用状況等報告**」及び「**障害者雇用
状況報告**」の申請方法等についてご案内しています。

- ・「電子申請の方法（高齢者）」>「高齢者雇用状況等報告の申請手続きへ」
 - ・「電子申請の方法（障害者）」>「障害者雇用状況等報告の申請手続きへ」
- の順にそれぞれクリックすると、e-Gov電子申請にアクセスできます。

電子申請にあたっての留意事項

- ① 電子申請に必要なユーザID・パスワードは、同封の「提出方法のご案内」に記載していますので、**6月1日以降に申請してください。**
(パスワードを紛失された場合、パスワードの再発行はできません。)
- ② 障害者雇用状況報告について
 - ・ 入力においては、必ず令和4年6月1日以降にe-Govホームページからダウンロードした様式（マイクロソフトエクセル）をご利用ください。
 - ・ 提出は、マイクロソフトエクセルに限ります。（PDFでの提出は不可）
 - ・ 事業主控えとして、必ずデータを保存した後にご提出ください。

次回、令和5年報告より、 GビズIDを利用した申請が始まります！

- ・ 令和5年の高齢者雇用状況等報告・障害者雇用状況報告より、ユーザID・パスワードを活用した電子申請から、GビズID(※)を活用した電子申請に切り替わります。

※ 1つのアカウントで複数の行政サービス(補助金申請・社会保険等手続き)を利用できることができる、法人・個人事業主向け共通認証システムで、利用できる行政サービスを順次拡大しています。

- ・ GビズIDを取得するには、事前に申請する必要がありますが、申請手続きの詳細等については、以下のデジタル庁ホームページをご確認ください。

※ 高齢者雇用状況等報告・障害者雇用状況報告では、GビズID「プライム」アカウントが必要となります。申請内容に不備がない場合、2週間程度で取得できます。

- ・ <https://gbiz-id.go.jp/top/> (デジタル庁ホームページ)

